

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉澤

隆

路線名	三百五十四号
供用開始の区間	加須市柳生字小屋口一六五六 番一地先から 同市柏戸字八幡一二一五番一 地先まで
供用開始の期日	平成三十年三月二十四日 (午後三時)
備考	平成三十年三月二十三日付け行田県土 整備事務所長告示第二号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長一九七〇・〇〇メートル